企業立地推進局

「企業立地推進局」では、魅力ある雇用の場の確保を目的とし、市外企業の誘致や市内企業の規模拡大への支援により企業立地を推進している。

○市外企業の誘致

長崎県や長崎県産業振興財団などと連携して、佐世保相浦工業団地などに市外企業を誘致する。

○市内企業の支援

奨励金の交付などにより、市内企業の事業拡大を支援する。

1. 企業立地奨励制度

市内に工場や研究所、事業所を新設、増設又は移設しようとする事業者を対象とした奨励制度を設けている。（※商業施設は除く。）

(1) 対象業種

①製造業（工場）　②研究所

③その他の事業所

・製造業又は自然科学研究に係る新技術研究・開発・試験関連

・ソフトウェア関連

・事務処理やコール、ＩＴサポートなどのビジネス支援受託サービス関連

・シェアードサービスなど自社やグループ内の機能強化拡大関連

(2) 要　件

○新設の場合

業　　種	企業規模	投下固定資産額	常用雇用者
製造業（工場）	大企業	3億円以上	20名以上
	中小企業	1億円以上	10名以上
研究所 その他事業所	大企業	※　1億円以上	20名以上
	中小企業	※ 3,000万円以上	10名以上

○増設又は移設の場合

業　　種	企業規模	投下固定資産額	新規常用雇用者
製造業（工場）	大企業	1億円以上	10名以上
	中小企業	3,000万円以上	5名以上
研究所 その他事業所	大企業	※ 3,000万円以上	10名以上
	中小企業	1,000万円以上	5名以上

※研究所その他事業所のうちオフィス系の事業所の場合は、投下固定資産額が2,000万円以上
※資本金または常時雇用する従業員数のいずれかが下記要件に該当すれば、中小企業者となる。（小規模企業者も中小企業者と同じ交付要件）

業　　種	資本金	従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

（3）　内容

○新設の場合

種　　別	内　　容	限度額
① 土地取得奨励金	土地の固定資産税評価額の50% ※取得価格が固定資産税評価額を下回る場合は取得価格の50% ※公的工業団地取得の場合は実売買価格の3分の1 ※土地取得後3年以内の事業開始が条件	6億円
② 土地等賃借奨励金	土地、建物の賃借料の50%（5年間） ※公的工業団地へ立地した製造業の場合	年2,000万円 総額1億円 ※年6,000万円 総額3億円
③ 立地奨励金	固定資産税（土地・建物・償却資産）相当額（5年間）	3億円
④ 雇用奨励金	常用雇用者1人につき50万円（5年間） （短時間労働者は15万円） ※新卒者又はUJIターン者は10万円加算	2億円
⑤ 工業用水再利用施設整備奨励金	100㎥／日以上の上水道水の再利用施設の整備。対象経費の50%から65%	6,500万円

○増設又は移設の場合

種　　別	内　　容	限度額
① 土地取得奨励金	土地の固定資産税評価額の50% ※取得価格が固定資産税評価額を下回る場合は取得価格の50% ※公的工業団地取得の場合は実売買価格の3分の1 ※土地取得後3年以内の事業開始が条件	2億円
② 土地等賃借奨励金	土地、建物の賃借料の50%（3年間）	年2,000万円 総額6,000万円
③ 立地奨励金	固定資産税（土地・建物・償却資産）相当額（3年間）	1億円

④ 雇 用 奨 励 金	常用雇用者 1 人につき 50 万円（3 年間） （短時間労働者は 15 万円） ※新卒者又は UJI ターン者は 10 万円加算	1 億円
⑤ 工業用水再利用 施設整備奨励金	100 ㎥／日以上の上水道水の再利用施設の整備。整備額の 50%から 65%	6,500 万円

○指定事業者の事業の用に供するオフィス床を整備した者

種　　別	内　　容	限度額
オフィスビル 整備促進奨励金	施設整備費の 15%（一定の規模や機能を持つオフィス床を整備し、奨励金指定事業者が入居し操業を開始した場合）	2 億円

2. 市内の（分譲中）工業団地

佐世保相浦工業団地　　(R5.4.1 現在)

所　在　地	佐世保市相浦町・棚方町
分 譲 面 積	分譲地　58,633 ㎡
分 譲 価 格	15,000 円／㎡

観光商工部

商工労働課

1. 商　　工

現　　況

国内の景気動向について、内閣府の月例経済報告（令和5年9月26日発表）によると、「景気は、緩やかに回復している。」とされている。

県内においては、日本銀行長崎支店が発表した県内金融経済概況（令和5年9月14日発表）によると、「長崎県の景気は、緩やかに回復している。」とされている。

本市においては、住宅の新設着工は、令和4年度は前年度と比較して戸数は10.3%増、延べ面積は12.6%増となっており、市内の企業倒産（負債総額1,000万円以上）の状況は、令和4年度においては件数が6件、負債額は約12.85億円と、前年度と比較して件数、負債額ともに減少している。令和4年4月から令和5年3月における本市企業の景況感、売上動向、採算動向は、全てにおいて改善している。

本市経済は、経済社会活動が正常化に向かっており、コロナ禍と比較すると景況の回復がみられる。一方で、原材料・資材の調達コストの上昇や人材確保等の経営課題が依然として残っている。

重点施策

(1) 中小企業経営基盤強化事業

地場企業の経営基盤の強化、経営の安定を図るため、協調金融機関等との連携による融資制度を充実させる。

(2) 中小企業経営支援事業

中小企業者の経営改善や労務等の相談に対し、専門家等による相談対応等の支援を行う。また、市内企業のデジタル化や事業環境の変化に対応する取組への支援を行う。

(3) 技術力高度化事業

企業の新分野進出や新たな取組を推進するため、新製品・新技術の開発や新たな販路拡大、海外展開を視野にいれた事業展開など支援を行う。

(4) 産学官連携技術振興事業

企業の経営課題の解決に向けた活動、創業者の育成・支援を行うとともに、産学官の連携による技術振興や人材育成等を行う。

(5) 海外ビジネス展開支援事業

専門機関と連携を図り、市内企業の海外ビジネス展開等の支援を行う。

(6) 商業活性化事業

商業エリアの活性化と賑わいの創出を図るため、商店街及び商業者自身が主体的に取り組む活動に対して、その実情に応じた支援を行い魅力ある商業集積地の形成を進める。

(7) 中心市街地活性化事業

中心市街地の賑わいを創出する有効なイベント「きらきらフェスティバル」開催事業の支援を行うとともに、まちなかの魅力創出と活性化に向けた活動に対する支援を行う。

(8) 地域通貨発行事業

電子地域通貨「させぼｅコイン」を発行し、外貨獲得・域内還流を促進し、経済循環及び地域活性化を図る。

施　　設

(1) 佐世保市産業支援センター

所　在　地	佐世保市松浦町5番1号（万津町から平成28年2月に移転）
構　　造	鉄筋コンクリート造 3階建て
敷地面積	801.23㎡
建物延面積	880.03㎡
改　修　費	29,679千円
施設内容	支援室、貸事務室5室、多目的室等

2. 労　　働

現　　況

社会経済情勢がコロナ禍での落ち込みから回復へ向かう中、悪化していた雇用情勢も改善傾向にあるものの、国内の雇用・労働環境については、人口減少と高齢化の進展により、今後労働力人口や就業者数は減少していくものと見込まれており、人手不足が深刻化し、経済成長のボトルネックとなる懸念が強まっている。

本市の雇用情勢については、全国的な景気回復の動きと観光関連需要の回復と相まって、佐世保公共職業安定所管内における有効求人倍率は、令和2年5月に新型コロナウイルス感染症の影響を受け1.09倍に落ち込んだものの、令和4年9月以降は1.3倍以上が続いており、堅調な推移を見せている。しかしながら、その一方で人手不足が深刻となっている業種も顕在化してきている状況となっている。

働き方改革や深刻化する人材不足への対応等も求められており、また、安定した雇用を推進するため、今後も公共職業安定所、県、佐世保商工会議所などの関係機関とも密接に連携し、本市企業の活性化と労働者の福祉向上を図る。

重点施策

(1) 労働雇用対策事業

新規学卒者の市内就職促進、市内企業の人材確保対策の支援、ＵＪＩターン希望者や女性等求職者支援及び就職のあっせん（させぼお仕事情報プラザ）

(2) 勤労者福祉推進事業

中小企業従業員の福祉の向上（中小企業勤労者福祉サービスセンターの支援、労働福祉センターの運営等）

施　　設

(1) 佐世保市労働福祉センター

所　在　地	佐世保市稲荷町 2 番 28 号
竣工年月日	平成 16 年 12 月 10 日
構　　造	鉄筋コンクリート造 3 階建て
敷 地 面 積	2,056.28 ㎡
建物延面積	2,874.04 ㎡
建　設　費	694,176 千円
収 容 人 数	400 人
設　置　者	佐世保市（観光商工部）
指定管理者	公益財団法人　佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンター
施 設 内 容	大会議室 1 室、中会議室 2 室、小会議室 3 室、和室、事務室、レストラン等

観光課

現　況

令和４年の観光は、１月から３月にかけて、まん延防止等重点措置の影響があったものの、その後は、感染者数は断続的に増減を繰り返しながらも行動制限等はなされなかったため、国内の人の動きも徐々に活発化していった。

１０月から「全国旅行支援」が開始されたことで本格的に国内の観光客の動きが活発になり、令和４年の国内旅行消費額はコロナ前の８割まで回復した。また、停止していたインバウンドにおいても６月に団体ツアーが解禁、１０月には入国者の上限が撤廃され、個人旅行での入国も解禁となるなど観光にとっての追い風となった。

佐世保市でも、県市による宿泊キャンペーンの継続的な実施や全国旅行支援の効果もあり、観光客数は４３０万３千人（前年比１３６．８％、令和元年比７３．９％）となった。また、宿泊者数（延べ数）も１５２万８千人（前年比１４３．６％、令和元年比８２．８％）と、コロナ前の水準には達していないものの、本格的な回復に向け明るい兆しが見え始めた年となった。

重点施策

(1) 観光客誘致促進事業

新型コロナウイルスによる落ち込みからのＶ字回復を図るため、関係団体等との連携を密に図りながら国内外に向けた観光情報発信やセールス活動の強化に加え、国際クルーズ船再開を見据えた受入態勢の再構築に取り組む。

観光ＤＸの推進については、人流データ分析やデジタルパンフレットの導入などを継続し、デジタルプロモーションの強化を図るなど、佐世保市版メタ観光の実現に向けた取組を実施する。

また、ハウステンボスを核として市内の各種イベントや観光スポットへの誘客促進など、「佐世保市観光アクションプラン」を着実に推進することで、滞在交流型観光の推進を図る。

(2) 観光地域づくり推進事業

「海風の国」佐世保・小値賀観光圏事業を通じ、観光圏のブランドコンセプトに基づいた滞在交流型観光を推進することで、観光客に選ばれる観光地域づくりに取り組むとともに、観光地域づくりプラットフォームである佐世保観光コンベンション協会の体制整備（ＤＭＯ機能強化）を図る。

また、世界文化遺産「黒島の集落」や日本遺産“鎮守府”、“三川内焼”など「佐世保ならでは」のブランドを活用し、その魅力や価値を国内外へ発信することで、更なる認知度向上と観光客の誘致に取り組む。

(3) 観光基盤の整備

西海国立公園九十九島の魅力と情報を発信する拠点である九十九島パールシーリゾートについて、九十九島水族館「海きらら」をはじめとする施設の効率的な運営を図るとともに、パールシーリゾートのさらなる集客増を図るため、水族館の魅力向上や老朽化対策等について検討する。

九十九島動植物園「森きらら」では、九十九島パールシーリゾートと一体的かつ効果的な運営を図り、市の観光拠点のひとつとして魅力アップと集客増に取り組む。併せて、動植物とのふれあいや体験学習のほか、種の保存や自然環境保護に関する意識啓発などの社会的役割を果たすとともに、市民の憩いの場、レクリエーションの場を提供する。

公共宿泊施設「天空の宿 山暖簾」について、適切かつ効果的な運営管理を行うことにより、施設利用者に対し快適な利用環境を提供する。

(4) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが２類から５類に引き下げられ本格的な観光の復活が期待される中、関東・関西方面からの観光客をメインターゲットに、佐世保市を含む西九州地域でのレンタカー周遊観光を促進するため、レンタカーキャンペーンを実施する。レンタカー利用料金を地域通貨（させぼｅコイン）のポイントで還元することで市内消費の増を図る。

施　　設

(1) 観光客入込状況

区分／年	弓張岳	九十九島パールシーリゾート	動植物園	烏帽子岳	西海橋	ハウステンボス	海自史料館	展海峰	その他	観光客数
25	98,700	767,700	200,400	118,900	509,300	2,563,700	82,300	158,600	887,900	5,387,500
26	85,573	790,200	255,271	150,854	441,961	2,881,200	77,593	165,670	1,024,827	5,873,149
27	93,600	816,400	197,261	155,731	447,922	3,087,500	81,859	143,000	896,245	5,919,518
28	86,333	707,056	192,498	138,800	456,249	2,869,800	71,649	139,726	1,043,477	5,705,588
29	81,432	707,399	219,126	138,200	481,925	2,820,600	65,794	184,126	1,187,653	5,886,255
30	78,357	722,228	187,318	107,360	502,255	2,700,900	63,562	232,664	1,418,224	6,012,868
元	100,973	695,627	192,361	112,570	491,943	2,526,800	64,560	296,849	1,342,671	5,824,354
2	75,705	354,929	146,127	69,720	418,937	1,306,400	12,923	198,013	592,241	3,174,995

3	71,512	348,424	146,565	76,849	426,050	1,369,700	7,418	155,710	543,924	3,146,152
4	78,166	467,306	154,099	91,949	450,001	－	25,765	171,644	2,864,797	4,303,727

※観光統計算出基準に基づき、特定月 5 千人以上、年間 1 万人の観光入込のある施設を対象にしている。
※平成 30 年から黒島の集落（世界文化遺産）を観光統計の計数対象として追加。
※ハウステンボスについては、令和 4 年から入込客数非公表。

(2) 九十九島パールシーリゾート

①整備区域　　西海国立公園鹿子前集団施設地区内

②対象面積　　13ha（うち、陸上部分 10.5ha、マリーナ部分 2.5ha）

③各施設の整備費

ア．設計・造成　363,819 千円

イ．施設建設

ａ．建設当初（平成 6 年 7 月供用：旧「西海パールシーセンター」）

(a) 環境事業団からの建物購入　3,270,804 千円

(b) 展示物整備関係　2,166,529 千円

ｂ．リニューアル※

（平成 21 年 7 月供用：西海国立公園九十九島水族館　「海きらら」）

(a)　建築（展示含む）工事　1,239,423 千円

(b)　機械工事　501,690 千円

(c)　電気工事　191,940 千円

(d)　そ の 他　304,724 千円

計 2,237,777 千円

※後掲「(3) 西海国立公園九十九島水族館（海きらら）」に詳細を記載

ｃ．外国語自動音声ガイドシステム（平成 25 年 2 月）

(a)　整 備 費　11,145 千円

(b)　概　　要　水族館用の各エリアに入ると自動的に音声ガイドが流れるシステム

(c)　対応言語　英語、中国語、韓国語、日本語

(d)　導入台数　100 台

(e)　設置個所　18 ヶ所

ｄ．水族館空調設備改修工事（平成 26 年 5 月）　120,881 千円

ウ．園地整備　1,507,792 千円

（デッキ張、石張、芝生張、駐車場、便所等）

ａ．ウッドデッキ改修工事（平成 24 年 3 月）

平板舗装（一部ウッドデッキ）電気工事　194,710 千円

エ．港湾施設改修（公共桟橋）　1,205,919 千円

オ．道路改良　79,068 千円

カ．休憩所新築（プロショップ、レストラン計６棟）　462,863 千円
※させぼパール・シー㈱が環境事業団から購入

(3) 西海国立公園九十九島水族館（海きらら）※前掲「b.リニューアル」の詳細

①所　在　地　佐世保市鹿子前町 1008 番地
②開館年月日　平成 21 年 7 月 18 日
（旧「西海パールシーセンター」H6.7.15 購入）
③構　　造　鉄筋コンクリート造　地上３階　地下１階
④敷 地 面 積　16,244.06 ㎡
⑤建物延面積　7,296.83 ㎡
⑥指定管理者　第三セクター「させぼパール・シー株式会社」
⑦施 設 概 要　水族館
ア．九十九島の海へ～九十九島の外海
イ．九十九島湾大水槽、九十九島イルカプール
ウ．きらら広場
エ．こどもひろば「あまもば」
オ．クラゲシンフォニードーム

(4) 鹿子前観光ターミナルビル

①所　在　地　佐世保市鹿子前町 1055 番地
②開館年月日　昭和 54 年 9 月 9 日
③構　　造　鉄筋コンクリート造平屋建て（一部２階建て）
④敷 地 面 積　2,018.65 ㎡
⑤延 床 面 積　1,398.60 ㎡
⑥建　設　費　323,497 千円（平成 22 年度改修：66,877 千円）
⑦指定管理者　第三セクター「させぼパール・シー株式会社」
⑧施 設 概 要　1Ｆ　テナント施設：遊覧船事務所、売店
公 益 施 設：待合所、トイレ
2Ｆ　事務所

(5) 西海国立公園九十九島動植物園（森きらら）

①所　在　地　佐世保市船越町 2172 番地
②設立年月日　昭和 36 年 5 月 25 日
③様　　式　自然景観の中に、動物と植物を相互に配置
④敷 地 面 積　83,191 ㎡
⑤建物延面積　3,980 ㎡
⑥指定管理者　第三セクター「させぼパール・シー株式会社」

⑦業 務 内 容　動植物に関する展示施設を備え、市民のレクリエーション、学習及び観光の拠点施設の管理運営

⑧施設の内容　駐車場、整形園（バラ園区 200 種 900 株・花壇園区 100 種 13,000 株植栽）、自然園（400 種 1,800 本の樹木）、中水再生処理施設、ふれあい体験広場、噴水、温室（650 種 5,800 本の亜熱帯植物）、休憩所（芝生広場テント、多目的ステージ）、イベントホール（多目的ホール、学習ホール）、ツシマヤマネコ飼育下繁殖施設・展示舎、モンキーゾーン、ペンギン館、食堂、動物群（チーター、シマウマ、キリン、チーター、ツキノワグマ、レッサーパンダ、ミーアキャット、マントヒヒ、ニホンザル、シロテテナガザル等哺乳類、クロハゲワシ等鳥類、アルダブラゾウガメ等爬虫類）

⑨建　設　費　平成 21 年度以降の動植物園活性化事業分

ア．ふれあい体験広場	108,068 千円
イ．ツシマヤマネコ飼育下繁殖施設整備	45,273 千円
ウ．モンキーゾーン	157,124 千円
エ．ツシマヤマネコ展示施設整備	30,726 千円
オ．駐車場再整備	41,233 千円
カ．傷病鳥獣一時収容施設	19,499 千円
キ．ペンギン館施設整備	538,331 千円

(6) 佐世保観光情報センター

①所　在　地　佐世保市三浦町 21 番 1 号　佐世保駅構内

②設立年月日　平成 13 年 12 月 25 日

③構　　造　鉄筋造り平屋建て

④敷 地 面 積　207.00 ㎡

⑤建　設　費　41,456 千円（平成 24 年 9 月に一部リニューアル　5,166 千円）

⑥運 営 主 体　設置者：佐世保市（観光商工部）
管理運営：(公財)佐世保観光コンベンション協会

⑦業 務 内 容　観光及びイベント情報の案内・発信等

⑧業 務 時 間　9：00～18：00

(7) 世知原温浴・宿泊施設（山暖簾）

①所　在　地　佐世保市世知原町上野原 316 番地

②開館年月日　平成 16 年 4 月 1 日

③構　　造　鉄筋コンクリート鉄骨造 2 階建て

④敷 地 面 積　9,613.00 ㎡

⑤延 床 面 積　3,641.87 ㎡

⑥建 築 面 積　　2,620.20 ㎡
⑦建　設　費　　1,349,000 千円
⑧指定管理者　　第三セクター「世知原温泉株式会社」
⑨施 設 概 要　　客室数 20（洋室 11、和室８、和洋室１）
客泊定数 72 名、大浴場２，貸切風呂２、レストラン、大広間、湯上り茶屋他
設備等（温泉設備、井戸設備、浄化槽他）、外構（駐車場他）
⑩新　源　泉　　供用開始：平成 21 年 3 月 1 日
源 泉 名：させぼ世知原温泉
泉　　質：ナトリウム-炭酸水素塩泉
掘削深度：1,215m
掘削工事費：64,764 千円
設備改修費：49,473 千円

ふるさと物産振興課

現　　況

本市の物産振興を戦略的に推進するため、物産関係事業者と行政が一体となったプロモーションを展開するとともに、ふるさと納税制度を活用した寄附の募集や受付を行うほか、寄附者への返礼品を通して本市の観光並びに特産品等の認知度向上と販売額の拡大を図る。

また、本市唯一の国指定伝統的工芸品である「三川内焼」の振興を図るため、産地と連携し伝統技法の保護・継承のため後継者の育成を図るとともに、消費者ニーズを捉えた新商品開発の取組や首都圏など大消費地でのＰＲを強化し、認知度向上と販路拡大による売上額の増加に努める。

さらに、道の駅「させぼっくす　９９」については、国や運営事業者等と連携した適正な施設運営による利用促進を図る。

重点施策

(1) 特産品の販路拡大事業

首都圏をはじめ、市内外において「させぼ産品」の認知度向上に向けたプロモーションを展開するとともに、市内特産品事業者が新たに開発した商品の販路開拓等の取組を支援し、新たなさせぼ産品の販売促進を図る。また、道の駅「させぼっくす９９」の適正な維持管理により、アンテナショップとしての魅力向上を図る。

(2) 伝統産業振興事業

本市唯一の国指定伝統的工芸品「三川内焼」の認知度向上と販路拡大を図る。

(3) ふるさと納税推進事業

ふるさと納税制度の寄附者への返礼品の充実を図り、本市特産品をはじめとする地場産品の全国的な認知度の向上と寄附件数並びに寄付額の向上に努める。

・寄附の実績（令和５年５月 31 日現在）

年度	件数	金額(円)
29	66,131	1,898,777,538
30	80,348	1,859,205,469
元	110,997	2,431,104,347
2	110,356	2,089,946,838
3	116,696	2,059,787,702
4	137,486	2,354,726,585

施　　設

(1) させぼ物産みかわち振興センター

所　在　地　　佐世保市三川内本町 289-1

開設年月日　　昭和 45 年 6 月 22 日

様式・構造　　鉄筋コンクリート 2 階建て敷 地 面 積　　5,818.71 ㎡

建物延面積　　1,123.80 ㎡

建　設　費　　61,050 千円（一般財源 17,050　　地方債 36,000
寄付 4,000　県補助 4,000）

設　置　者　　佐世保市（観光商工部）

業 務 内 容　　佐世保市の物産品などの総合展示販売

施設の内容　　1 階　させぼ四季彩館（201.3 ㎡）H21 年度リニューアル
9,236 千円
その他支所など（343.3 ㎡）
2 階　公民館（579.2 ㎡）

(2) 三川内焼伝統産業会館

所　在　地　　佐世保市三川内本町 343

開設年月日　　昭和 57 年 3 月 26 日（平成 8 年 3 月 29 日増改築終了）

様式・構造　　鉄筋コンクリート 2 階建て

敷 地 面 積　　6,318.83 ㎡

建物延面積　　1,810.76 ㎡

建　設　費　　375,094 千円(一般財源 65,954　市債 176,400　地元負担金 50,000
国補助 41,370 県補助 41,370)

増 改 築 費　　134,138 千円（一般財源 38,238　市債 95,900）

設　置　者　　佐世保市（観光商工部）

指定管理者　　三川内陶磁器工業協同組合

業 務 内 容　　三川内焼の技術保存、研修、古美術、資料展示
窯元製品展示……現在の窯元の製品、無形文化財（県・市）・伝統工芸士の作品を展示
古美術品展示……三川内焼古美術品の中から、常時約 150 点を展示

施設の内容　　1 階　展示室、技術研修室外（1,269.91 ㎡）
2 階　研修室外（540.85 ㎡）

(3) 道の駅させぼっくす ９９

所　在　地　　佐世保市愛宕町 11 番地

開設年月日　　平成 28 年 4 月 24 日

様式・構造　　木造平屋建て

敷 地 面 積　　438.67㎡
建物延面積　　438.67㎡
建　設　費　　109,650 千円（一般財源 98,553 国補助 11,097）
国補助：特定防衛施設周辺整備調整交付金
設　置　者　　佐世保市（観光商工部）
運営管理者　　させぼっくす協同組合
施 設 概 要　　物産館　　213.66 ㎡
フード館　　153.51 ㎡
イベント館　　71.50 ㎡
※以下、国土交通省所管施設
敷地面積 7,259.00 ㎡
トイレ、情報休憩室（授乳室含む）　346.14 ㎡
（男子－大５、小 14、女子－13、子 1、みんなのトイレ 2）
駐車場
大型車 8 台、小型車 82 台、身障者 2 台（屋根付）、駐輪場
１箇所
機械棟　62.50 ㎡　防災倉庫、井戸水ろ過室、自家発電装置
そ　の　他　　災害避難場所兼避難所、防災道の駅(2021 年 6 月 11 日指定)

競輪事務所

現　　況

競輪売上高は、年間総額で 25,982,752 千円（対前年度比 105.9%）であった。

内訳としては、普通競輪売上額 21,231,631 千円（対前年度比 110.5%）及び、記念競輪売上額 4,751,121 千円（対前年度比 89.2%）であった。

開催日数としては、普通競輪 59 日間、開設 72 周年記念競輪（令和 4 年 7 月 23 日～26 日）4 日間を開催した。

また、他競輪場で開催される特別競輪・記念競輪等の場外発売を積極的に行った。その益金である受託事業収入は、102,601 千円となった。

1. 競　輪　場

所　在　地	佐世保市干尽町 2 番地 5
設立年月日	昭和 25 年 11 月 1 日
様式・構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
敷 地 面 積	57,735.42 ㎡
建 物 面 積	13,101.82 ㎡（延床面積）
収 容 人 数	3,235 名
業 務 内 容	競輪事業
施設の内容	第３発売所、前売り発売所、特別観覧席、ウィンちゃんルーム、集計センター、開催本部、入場門（正面・東・南）、ティーラウンジ、場内食堂、警備カメラ室、大型映像装置、警備室、事務室、選手管理棟、検車室、記者室、選手宿舎、エネルギー棟

2. 事業実績

（単位　千円）

区　　分	令和２年度		令和３年度		令和４年度	
	金　額	対前年度比(%)	金　額	対前年度比(%)	金　額	対前年度比(%)
車券売上高	22,017,188	146.4	24,535,458	111.4	25,982,752	105.9
入場料	566	15.0	762	134.6	641	84.1
その他収入	452,553	70.7	1,018,884	225.1	1,043,148	102.4
収入計	22,470,307	143.3	25,555,104	113.7	27,026,541	105.8
(公財)JKA交付金額	448,768	157.9	502,810	112.0	530,179	105.4
(公財)JKA競技本部委託料	273,870	124.6	285,216	104.1	267,264	93.7
開催必要経費	3,867,399	136.1	4,471,897	115.6	4,852,048	108.5
開催関係以外の経費	681,067	88.0	1,277,834	187.6	1,488,524	116.5
払戻金	16,470,264	146.4	18,360,009	111.5	19,438,148	105.9
支出計	21,741,368	141.4	24,897,766	114.5	26,576,163	106.7
純収入	728,939	232.3	657,338	90.2	450,378	68.5
一般会計への繰出金	250,000	2500.0	300,000	120.0	350,000	116.7
一日平均売上額	360,938	146.4	383,367	106.2	412,425	107.6

農林水産部

農政課

現　　況

農畜産品の産地間競争や消費者ニーズの多様化、また、担い手の減少など、本市の農業・農村を取り巻く環境は大変厳しい状況にある。

このような中、本市の農業経営は、その多くが水稲、果樹、花き、野菜、肉用牛などの複合経営であり、単一経営としては、都市近郊型農業として花き、酪農などが営まれている。

また、本市は山地が多く、中山間地域における丘陵や斜面地を利用した農業が主体的に行われていることも特徴であり、棚田における米、みかん、いちご、メロン、茶、野菜のほか、菊やカーネーションなどの花き、肉用牛などが盛んに生産されている。

特にみかんは「西海みかん」としてブランド化され、販売額が右肩上がりで伸び続け、平成20年度に20億円、平成28年度に30億円を突破し、現在もその販売額で維持しており、本市の特産品として重要な位置を占めている。また、肉用牛についても、地域の特色を活かし、「させぼ生まれ“させぼ育ち”長崎和牛」の生産によるブランド強化に取り組んでいる。

今後、生産者の所得と生産意欲の向上による継続的な経営とともに次世代の担い手を育てるためには、産品の差別化による有利販売をさらに進める必要がある。

重点施策

〇新規就農者の確保

・農業担い手育成事業

・農業経営の安定強化事業

〇生産性と品質の向上による農業者の所得向上

・農業生産基盤整備事業

・付加価値の高い一次産品育成対策事業

・地域農産物の消費拡大促進事業

〇農山村の持つ多面的機能を有する地域資源の適切な維持・継承

・中山間地域等振興対策事業

1. 農　　産

(1)　農業規模（2020 年農林業センサス）

農業経営体数　　1,859 経営体

農家戸数　総数 2,776 戸

（販売農家 1,816 戸、自給的農家 960 戸）

農業経営体実人数……　4,438 人

農業経営体一経営体当たりの実人数……　2.4 人

経営耕地面積……　2,592ha

一経営体当たりの経営耕地面積……　139.44 a

(2)　令和 5 年度農産振興対策事業　　R5.4.1 現在（単位　千円）

事　　業　　名	事業費	内　　容	小　計
農業生産基盤整備事業	4,673	農産施設・機械等整備事業	18,859
	14,186	農地集積対策事業	
中山間地域等振興対策事業	224,550	中山間地域等直接支払事業	224,550
農業担い手育成事業	1,960	農産担い手育成	30,418
	23,250	新規就農者育成総合対策事業	
	3,208	新規就農者支援事業	
	2,000	経営継承・発展等支援事業	
ふれあい農業推進事業	787	体験農業推進事業	20,181
	19,394	農山村交流施設等管理運営事業	
付加価値の高い一次産品育成対策事業	50,142	スマート化・高品質化支援事業	50,142
地域農産物の消費拡大推進事業	3,084	農産振興対策事業	10,684
	7,600	農水産物等特産品販路拡大事業	
農業経営の安定強化事業	9,619	農業所得安定対策推進事業	18,005
	1,943	農業調査事務	
	119	農業金融対策	
	6,324	環境保全型農業推進事業	
有害鳥獣対策事業	148,495	有害鳥獣被害防止対策	148,495
計	521,334		521,334

(3)　令和４年度経営所得安定対策事業

①　水稲作付実績等　　R5.3.31 現在

区　　分		
水稲生産数量目安	数　量	6715.0t
	面　積	1450.4ha
水稲作付実績	面　積	1136.5ha
目標達成率		78.3%

②　転作内訳　　R5.3.31現在

区　　分		面　　積（ha）
利用（転作）の状況	飼料作物	493.0
	豆類（大豆等）	2.2
	花き	35.2
	果樹	60.0
	多面的機能水田（レンゲ等）	9.4
	野菜	169.7
保全管理等		955.8
計		1725.3

2. 畜　　産

(1)　家畜家きん飼育戸数及び頭羽数（概数）　　R5.4.1 現在

区分＼家畜名	乳用牛	肉用牛	豚	鶏	
				採卵鶏	肉用鶏
戸数	13	231	1	3	3
頭羽数	1,100	5,781	58	2,900	109,500

(2)　畜産物粗生産量（概数）　　R5.4.1 現在

区分＼家畜名	乳用牛		肉用牛		豚	鶏	
	牛乳	子牛	子牛	肉牛	肉豚	卵	ブロイラー
生産量	6,793 t	503 頭	2,199 頭	671 頭	50 頭	53 t	492,750 羽

(3)　飼料作物栽培面積（概数）　　R5.4.1 現在

作物名	イタリアン	エンバク	トウモロコシ	ソルゴー	その他	合計
栽培面積 (ha)	313.2	96.5	8.5	119.0	264.5	801.7

(4)　令和4年度畜産振興対策事業　　R5.4.1現在（単位　千円）

事業名	事業費	内容
家畜導入促進事業	15,350	高い能力を持った肉用牛、乳用牛の導入に対する支援
受精卵移植普及促進事業	1,300	高い能力を持った肉用牛、乳用牛の生産に対する支援
畜産施設・機械等整備事業	43,288	畜舎・放牧場・飼料生産用機械の整備に対する支援
家畜保健衛生対策事業	15,740	家畜の疾病予防（ワクチンの接種・畜舎の消毒）活動に対する支援
ヘルパー制度確立円滑化特別事業	2,400	ゆとりある家畜経営が行える環境整備に対する支援
畜産担い手育成事業	200	農業生産者団体・後継者組織の活動に対する支援
畜産振興対策事業	1,150	長崎和牛の銘柄確立に取り組む団体に対する支援
計	79,428	

有害鳥獣対策室

1. 概　要

有害鳥獣対策室は、農業生産者における農作物の被害防止と安全な農作業の確保及び一般市民の生活安全の確保等を図るため、有害鳥獣（イノシシ、アライグマ、タヌキ、アナグマ、シカ、カラスなど）対策事業を実施している。

野生鳥獣による被害を防止するため被害防止効果の高い集落単位でのワイヤーメッシュ柵等の設置を柱とした「防護対策」、藪の刈り払いによる野生鳥獣と人との「棲み分け対策」、市内猟友会との委託契約による捕獲や新たな捕獲従事者の確保に向けた罠免許取得への助成などの「捕獲対策」の三つの対策を総合的に推進している。

2. 被害状況

平成 29 年度	有害鳥獣合計被害額	2,979 万円
	(内イノシシ被害によるもの	2,830 万円)
平成 30 年度	有害鳥獣合計被害額	3,867 万円
	(内イノシシ被害によるもの	3,507 万円)
令和 元年度	有害鳥獣合計被害額	2,070 万円
	(内イノシシ被害によるもの	1,585 万円)
令和 2 年度	有害鳥獣合計被害額	6,564 万円
	(内イノシシ被害によるもの	5,680 万円)
令和 3 年度	有害鳥獣合計被害額	2,877 万円
	(内イノシシ被害によるもの	2,658 万円)
令和 4 年度	有害鳥獣合計被害額	2,538 万円
	(内イノシシ被害によるもの	1,827 万円)

3. 防護柵導入実績

平成 30 年度	ワイヤーメッシュ柵	64.0 km
	電気柵	29.8 km
令和元年度	ワイヤーメッシュ柵	14.4 km
	電気柵	27.9 km
令和 2 年度	ワイヤーメッシュ柵	65.7 km
	電気柵	96.7 km
令和 3 年度	ワイヤーメッシュ柵	34.6 km
	電気柵	64.9 km
令和 4 年度	ワイヤーメッシュ柵	61.3 km
	電気柵	64.2 km

4. 有害鳥獣捕獲実績

平成 29 年度	7,561 頭・羽	（内イノシシ　6,006 頭）
平成 30 年度	8,219 頭・羽	（内イノシシ　6,445 頭）
令和元年度	7,576 頭・羽	（内イノシシ　5,704 頭）
令和 2 年度	10,268 頭・羽	（内イノシシ　7,525 頭）
令和 3 年度	7,954 頭・羽	（内イノシシ　5,751 頭）
令和 4 年度	8,772 頭・羽	（内イノシシ　6,105 頭）

卸売市場管理事務所

佐世保市には、地方卸売市場として青果物（野菜、果実）、水産物（鮮魚介類等）、食肉、花き等を取り扱う４つの卸売市場がある。

卸売市場は、毎日の生活に欠くことのできないこれらの生鮮食料品等を集荷し、「せり売り」等による適正価格で市民へ安定供給をすると共に、生産者及び出荷者に安定的な販路を提供することを目的として開設している。

また、食肉市場には「と畜場」を併設している。

1. 市場概要

(1)　青果市場

項　　目	内　　容
所　在　地	佐世保市干尽町１番 20 号
業務開始年月日	昭和 13 年７月１日
様式・構造	管理棟　鉄筋コンクリート造３階建 市場棟　鉄筋コンクリート造４階建 小売組合棟　鉄筋コンクリート造２階建 買荷保管所　鉄骨造一部２階建
敷地面積	11,741 ㎡
建物延面積	20,347 ㎡
建　設　費	3,514,032 千円
営業主体	佐世保青果株式会社
業務内容	野菜、果実及びこれらの加工品の卸売
施設の内容	卸売場、仲卸売場、買荷保管所、関連事業者店舗、バナナ室、管理棟　外

(2)　水産市場

項　　目	内　　容
所　在　地	佐世保市相浦町 1563 番地
業務開始年月日	昭和 13 年７月１日
様式・構造	鉄筋コンクリート造５階建　その他
敷地面積	82,941 ㎡
建物延面積	40,356 ㎡
建　設　費	21,725,000 千円
営業主体	佐世保魚市場株式会社
業務内容	生鮮水産物及びその加工品の卸売
施設の内容	卸売場、仲卸売場、買荷保管所、関連商品売場棟、陸上生簀棟、倉庫棟、塵芥集積所、汚水処理場、管理棟、駐車場　外

(3)　食肉市場・と畜場

項　　目	内　　容
所　在　地	佐世保市干尽町３番地４２
業務開始年月日	と畜場　明治 42 年７月１日 食肉市場　昭和 48 年１月 18 日
様式・構造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造４階建　一部３階建
敷地面積	10,317.66 ㎡
建物延面積	11,996 ㎡
建　設　費	5,515,564 千円
運営主体	佐世保食肉センター株式会社
業務内容	牛・豚・馬等のと畜解体、枝肉の冷蔵保管 上場枝肉及び副産物の卸売
施設の内容	卸売場、と畜場、廃水処理施設、関係業者事務所 と畜能力　牛　60 頭 ／日　豚 560 頭／日 廃水処理能力　800 ㎥／日

(4)　花き市場

項　　目	内　　容
所　在　地	佐世保市干尽町３番 11 号
業務開始年月日	昭和 49 年４月１日
様式・構造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造　　一部３階建
敷地面積	2,487 ㎡
建物延面積	1,689 ㎡
建　設　費	173,329 千円
営業主体	佐世保青果株式会社
業務内容	花き及びその関連商品の卸売
施設の内容	卸売場、仲卸売場、買荷保管所、関係業者事務所　外

2. 市場の取扱高

(1)　青果市場

種別	区分＼年度	平成３０	令和元	令和２	令和３	令和４
野菜	数量（ｔ）	14,895	14,489	13,023	12,940	12,327
	金額（千円）	3,501,721	3,344,908	3,323,440	3,224,736	3,277,296
果実	数量（ｔ）	8,255	8,717	8,276	8,193	8,017
	金額（千円）	2,547,349	2,558,751	2,605,310	2,578,276	2,680,741
その他加工品	数量（ｔ）	96	50	20	－	－
	金額（千円）	34,527	17,817	8,811	－	－
合計	数量（ｔ）	23,246	23,256	21,318	21,133	20,344
	金額（千円）	6,083,597	5,921,476	5,937,561	5,803,012	5,958,037

(2)　水産市場

区分＼年度	平成３０	令和元	令和２	令和３	令和４
数量（ｔ）	35,147	27,950	25,139	26,825	30,974
金額（千円）	7,548,338	6,659,427	5,453,640	5,712,686	6,654,829
入港漁船（隻）	2,569	2,015	1,850	1,732	1,693

(3)　食肉市場

区分＼年度	平成３０	令和元	令和２	令和３	令和４
上場頭数（頭）	36,156.5	34,620	29,573	29,412	27,137
数量（kg）	6,157,528.4	5,994,593.5	5,958,753.2	5,908,548.2	5,789,111.0
金額（千円）	10,126,768	9,483,568	9,697,441	10,355,308	10,244,444

(4)　花き市場

区分＼年度	平成３０	令和元	令和２	令和３	令和４
数量（千本）	10,095	9,634	8,735	8,719	8,516
金額（千円）	714,498	676,022	652,222	716,170	758,300

３．と　畜　場

と畜状況　　（単位　頭）

区分＼年度	平成３０	令和元	令和２	令和３	令和４
成　　牛	10,467	10,088	10,857	11,048	11,915
馬	0	0	0	0	0
子　　牛	12	4	6	7	8
幼　　牛	0	0	0	0	0
豚	105,086	107,729	108,860	112,480	105,409
めん羊	1	0	0	0	0
山　　羊	3	10	9	10	21
計	115,569	117,831	119,732	123,545	117,353

農林整備課

現　　況

本市は、農業に不利な地形となっているため、経営規模も零細で特に中山間地域においては、ほ場整備及び農道整備が遅れており低コスト化と生産性の向上を図るため、土地基盤の整備が必要である。

また、林業については、山林所有規模が零細なこともあり生業としての林業経営は成り立ちにくい状況の中、スギ・ヒノキを育成しながら間伐材の利用に努められている。

○ほ場整備状況は、農業振興地域内の国・県の補助対象面積 1,216ha については、すでに整備完了している。

○農道の現況は、総延長 474.6km で内訳は市有 52.9 km、認定 421.2 kmとなっている。今後においては、引き続き改良工事及び舗装工事を促進し、作業の効率化による営農経費の節減を図る。

○農業用水の有効利用を図るため、ため池、用水路等の改良補修が必要である。

○森林面積については、令和４年度末において 20,774ha であり、今後とも多面的機能を発揮する森林整備を推進する必要がある。

重点施策

○認定農道整備は幅員 3.0m以上を基準とし、市単独補助事業により推進する。

○認定農道の舗装では、幅員 2.0m以上を対象とし、市単独補助事業により推進する。

○老朽化した、ため池及び用水路等、取水施設の整備改良を推進する。また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、ため池ハザードマップを作成し、市民への周知を図るとともに防災減災対策を推進する。

○森林環境譲与税を活用し、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の定める使途であり、森林の公益的機能の持続的発揮等に繋がる「森林整備に関する施策」等を推進する。

○多面的機能を発揮する森林の保全整備・維持を推進する。

1. 令和４年度土地改良事業現況

(1)　農道新設改良事業（共同施行含む）　（単位　千円）

事　業　名	事 業　内　容	事　業　費	負 担 区 分		
			国・県	市	地元
市単独農道	9 地区 Ｌ＝341.7m	25,745	0	18,018	7,727
計		25,745	0	18,018	7,727

(2)　農道舗装事業（共同施行）　（単位　千円）

事　業　名	事　業　内　容	事 業 費	負 担 区 分		
			国・県	市	地元
市 単 独 舗 装	8 地区　Ｌ＝495.4m	18,238	0	12,762	5,476
補 修 用 砕 石	2 地区　Ｖ＝ 18.0 ㎥	132	0	132	0
生コンクリート	55 地区　Ｖ＝342 ㎥	6,423	0	6,423	0
計		24,793	0	19,317	5,476

(3)　干がい恒久対策事業（共同施行）　（単位　千円）

事　業　名	事　業　内　容	事 業 費	負 担 区 分		
			国・県	市	地元
市単独干がい 恒久対策	ため池　4 地区 用水路　19 地区	41,325	0	37,828	3,497
計		41,325	0	37,828	3,497

干がい恒久対策事業　（単位　千円）

事　業　名	事　業　内　容	事 業 費	負 担 区 分		
			国・県	市	地元
市単独干がい 恒久対策 (原材料支給)	波状管　11 地区 U型溝　5 地区 ワイヤーメッシュ 1 地区	1,309	0	1,309	0
計		1,309	0	1,309	0

(4)　公共災害年度別進捗状況

1）農地・農業用施設災害復旧事業　　R5.3.31 現在（単位　千円）

区分＼工種			農　地	施　設	合　計
3年発生災害	全体計画	箇所数	53	20	73
		事業費	95,402	667,388	762,790
	復旧箇所数		53	16	69
	%		100	80	94
	事業費		95,402	46,004	141,406
	%		100	7	18
4年発生災害	全体計画	箇所数（繰越も含む）	20	0	20
		事業費（繰越も含む）	44,485	0	44,485
	復旧箇所数		5	0	5
	%		25	0	25
	事業費		9,653	0	9,653
	%		21	0	21

2. 林　　業

(1)　地区別森林面積（見込）　　R5.3.31 現在（単位：ｈａ）

区分 / 地区名	民有林					国有林	計
	市有林	県有林	その他公有林	私有林	民有林計		
旧佐世保市	549	19	237	9,649	10,454	474	10,928
旧吉井町	48	0	18	1,429	1,495	0	1,495
旧世知原町	237	1	18	1,106	1,362	726	2,088
旧宇久町	0	0	2	429	431	1	432
旧小佐々町	101	0	23	1,882	2,006	29	2,035
旧江迎町	45	5	22	1,776	1,848	0	1,848
旧鹿町町	138	19	84	1,707	1,948	0	1,948
計	1,118	44	404	17,978	19,544	1,230	20,774

※ 長崎県「平成 30 年度 地域森林計画(森林簿データ)」より

(2)　市有林蓄積　　R5.3.31現在

区　分	市有林（㎥）	分収林（㎥）	計
蓄積	282,113 ㎥	25,234 ㎥	307,347 ㎥

(3)　森林病害虫防除状況（松くい虫予防事業）（令和４年度）

種　　別	施工箇所	本　　数	材　　積
薬剤空中散布	宇久町全域（２地区）	薬剤散布面積	
		5.53ha	

(4)　林道舗装事業実施状況（令和４年度）

路　線　名	種　　別	事業内容	事業費（千円）	負担区分		
				県	起債	一般財源
西八天岳線	県補助（林道舗装事業）	W＝3.0m L＝47.0m	1,100	306	0	794
計			1,100	306	0	794

水産課

〔佐世保市の現状〕

● 水産業を取り巻く環境は、海外からの安い輸入水産物や加工品の増加による魚価・加工品価格の安値推移に加え、消費の低迷や加工における原料の不足等が全国的な問題となっている。

● 本市では、主に相浦地区、小佐々地区、鹿町地区、宇久地区を中心に水産業が営まれているが、経営体数の減少、従事者の高齢化、担い手不足が問題となっている。

● 魚価の低迷が続いており、水産物の付加価値向上が課題となっている。
販路拡大・付加価値向上を目指して「九十九島とらふぐ」、「九十九島岩がき」、「西海・瀬付き恵あじ」、「針尾赤マテ貝」の４品目については、佐世保市農水産物産地化・ブランド化産品の認定を受けている。

● 磯焼け等を原因とした藻場の減少や、漁場環境の悪化に伴う資源の減少が進んでいる。

● 多様化する本市水産業のニーズに対応するとともに、西九州させぼ広域都市圏における栽培漁業の中核的施設としての役割を担うために必要な「水産センターの機能強化」を進めている。

重点施策

○新規就業者の確保
- 意欲ある担い手の育成・支援事業
- 漁家経営の安定強化事業
  （離島漁業再生支援交付金事業）

○生産性の向上による漁業者の所得向上
- 漁村の総合的な振興事業
- 漁業関連施設の充実事業

○水産資源の維持及びそれを育む漁場環境の適切な保全
- 栽培漁業の推進と養殖業の育成事業
  （水産センター機能強化事業）
- 漁場環境の保全対策事業

１．水産振興事業実績

令和４年度（単位　千円）

事業種目	事業費	事業内容	事業場所
漁村の総合的な振興事業	1,799	漁場造成事業	南部・佐世保
栽培漁業の推進と養殖業の育成事業	23,221	養殖業育成事業 栽培漁業推進事業	各漁協管内
意欲ある担い手の育成・支援事業	3,828	漁業担い手等育成支援事業	相浦
漁業関連施設の充実事業	55,521	漁業関連施設等管理事業 生産基盤施設整備事業	各漁協管内
漁場環境の保全対策事業	12,796	漁場環境保全対策事業	針尾・南部・小佐々・鹿町
		藻場保全対策事業	小佐々・鹿町・相浦・針尾・南部
漁業と海洋レクレーションとの調和事業	11,438	船舶係留等対策事業	市内全域
水産行政一般管理事業	2,084	水産行政事務費	
漁業経営の安定強化事業	275,788	水産業金融対策事業 漁業用燃油助成事業	市内全域
		離島漁業再生支援交付金事業	宇久・黒島・高島
地域水産物の消費拡大促進事業	947	水産物消費拡大事業	水産加工まつり実行委員会

２．水産種苗供給実績

①　佐世保市水産センター　　令和４年度

種　苗 名	生産数量	出　　荷　　先
ヒ　ラ　メ	165.1 千尾	佐世保市栽培漁業推進協議会外 （相浦、佐世保市の各漁協地先へ放流）
カ　サ　ゴ	412.9 千尾	佐世保市栽培漁業推進協議会外 （相浦、佐世保市、針尾、南部、九十九島、宇久小値賀の各漁協地先へ放流）
タイワンガザミ	196.7 千尾	佐世保市栽培漁業推進協議会外 （相浦、針尾、南部の各漁協地先へ放流）
ウ　　ニ	190.3 千個	佐世保市栽培漁業推進協議会外 （相浦漁協地先へ放流）
ナ　マ　コ	744.1 千個	佐世保市栽培漁業推進協議会外 （相浦、佐世保市、針尾、南部の各漁協地先へ放流）
イ ワ ガ キ （種板）	41.4 千枚	相浦、佐世保市、九十九島の各漁協（養殖漁業者）
マ　ガ　キ	281.4 千枚	相浦、佐世保市の各漁協（養殖漁業者）

②　佐世保市宇久栽培漁業センター　　令和４年度

種　苗 名	生産数量	出　　荷　　先
ア　ワ　ビ	31.2 千個	佐世保市栽培漁業推進協議会外 （相浦、宇久小値賀の各漁協地先へ放流）

３．漁家数及び漁法別漁獲量並びに漁船数

R4.4.1 現在

漁業者数及び組合員数				
漁業者数			法人数	組合員数計
専業	兼業	計	60	1,443
725	658	1,383		

漁獲量（t）		
海面漁業	養　殖	計
74,370	3,113	77,483

漁船数（トン数階層別）			
無動力船	0～5t 未満	5t 以上	計
0	1,687	357	2,044

４．種苗生産施設

① 佐世保市水産センター

所　在　地　　佐世保市大潟町 528 番地 7

開設年月日　　昭和 62 年 4 月 1 日

敷 地 面 積　　15,876.7 ㎡

建　設　費　　920,000 千円

運 営 主 体　　佐世保市（農林水産部）

業　　務　　水産センターは、佐世保市の栽培漁業を推進し、また養殖用種苗を供給する拠点として設置したもので、ヒラメ、カサゴ、アカウニ、ナマコなどの重要な水産物の種苗を大量に生産し、供給している。

○種苗生産計画　　令和５年度

魚種	ヒラメ	カサゴ	タイワンガザミ	ウニ	ナマコ	イワガキ	マガキ
サイズ	70 ㎜	50㎜	10㎜	10㎜	10 ㎜	種板	種板
生産数量	15.2 万尾	45.4 万尾	19.3 万尾	20.3 万個	73.5 万個	5 万枚	30 万枚

○新種苗開発試験　令和５年度

魚種	藻　　類 (ホンダワラ等)	アサリ	カワハギ	アカハタ
年度目標	10 ㎡ (種面積)	稚貝の大量生産技術の確立	種苗生産の試験	種苗生産の試験

② 佐世保市宇久栽培漁業センター

所　在　地　　佐世保市宇久町飯良 2656 番地 15

開設年月日　　平成７年２月１日（旧：宇久町栽培漁業センター）

敷地面積　　1,784 ㎡

建　設　費　　163,868 千円

運営主体　　佐世保市栽培漁業推進協議会（委託先）

業務内容　　佐世保市宇久栽培漁業センターは、栽培漁業を推進することを目的として設置したもので、アワビ種苗を生産し、供給している。

○種苗生産計画　令和５年度

魚種	ア ワ ビ
サイズ	30㎜
生産数量	7.2 万個

５．漁港現有施設一覧（市管理漁港）

R5.3.31 現在

区　分	黒　島	高 島	浅　子	柿ノ浦	針　尾	久　津
指定年月日	S27.6.23	S33.6.5	S33.6.5	S29.7.12	S33.6.5	S29.7.12
防 波 堤	867.5m	842.4m	338.5m	185.0m	285.0m	97.8m
防波堤突堤	40.0m	0.0m	0.0m	0.0m	6.0m	20.0m
護　　岸	600.9m	1,284.5m	201.7m	352.2m	2,596.9m	1,554.6m
泊　　地	64,000 ㎡	58,200.0 ㎡	29,500.0 ㎡	52,843.0 ㎡	303,800.0 ㎡	38,700.0 ㎡
臨港道路	1,150.5m	1,037.0m	1,071.5m	27.0m	1,146.5m	146.0m
物 揚 場	179.0m	180.0m	298.0m	45.0m	491.0m	360.0m
岸　　壁	503.0m	260.0m	90.0m	155.0m	110.0m	0.0m

区 分	野　方	小　浜	寺　島	古　里	木　場	神　崎
指定年月日	S33.6.5	S33.6.5	S33.6.5	S33.6.5	S33.6.5	S29.10.30
防 波 堤	170.5m	437.5m	83.0m	279.0m	338.0m	290.0m
防波堤突堤	35.0m	20.0m	0.0m	0.0m	0.0m	0.0m
護　　岸	186.0m	739.8m	328.0m	135.0m	489.0m	2,691.0m
泊　　地	4,548.0 ㎡	13,835.0 ㎡	23,495.0 ㎡	12,830.0 ㎡	18,738.0 ㎡	25,677.0 ㎡
臨港道路	206.0m	278.0m	0.0m	519.8m	220.0m	1,156.0m
物 揚 場	167.0m	360.0m	90.0m	162.0m	105.0m	110.0m
岸　　壁	164.0m	0.0m	30.0m	130.0m	0.0m	780.0m

区 分	矢 岳	鹿　町	長　串	太郎ヶ浦
指定年月日	S28.2.12	S44.3.24	S56.7.10	S61.3.27
防 波 堤	410.0m	470.0m	130.0m	170.0m
防波堤突堤	0.0m	46.0m	0.0m	29.0m
護　　岸	1,167.5m	3,533.5m	43.0m	104.5m
泊　　地	12,480.0 ㎡	143,610.0 ㎡	24,000.0 ㎡	10,000.0 ㎡
臨港道路	584.3m	748.0m	327.0m	417.0m
物 揚 場	175.2m	385.0m	110.0m	0.0m
岸　　壁	280.0m	240.0m	120.0m	335.0m

６．漁港整備事業

令和４年度（単位　円）

区分 漁港名	事　業　内　容	事業費	国(県)補助	市　費
太郎ヶ浦漁港 水産生産基盤 整備事業	工事延長　L=185m 付属工　1式 排水工　1式	54,653,500	国 27,325,000 県 9,563,750 計 36,888,750	17,764,750
水産物供給基盤 機能保全事業	黒島漁港(白馬地区) 浮桟橋補修　１式 高島漁港 浮桟橋補修設計　１式	24,150,500	国 14,403,000 県 0 計 14,403,000	9,747,500
水産業強化対 策事業	久津漁港 車止め取付 L=107m	2,555,400	国 1,240,000 県 434,000 計 1,674,000	881,400
針尾漁港 （小鯛ノ浦地区） 水産基盤整備事業	沖防波堤　L=60m 基礎工　V=560m3 堤体工　N=77 個	109,302,451	国 78,050,000 県 0 計 78,050,000	31,252,451
計		190,661,851	国 121,018,000 県 9,997,750 計 131,015,750	59,646,101

農業委員会

1. 組　　識

(R5.3.31 現在)

(1) 委員の構成

区分	定数	実数
農業委員	19	19
農地利用最適化推進委員	18	18
計	37	37

(2) 役　　員

会　　長　1名　　副会長（会長職務代理者）　1名

2. 主な所管事項

① 農業委員会の会議に関すること。
② 公印の保管に関すること。
③ 委員の報酬及び費用弁償に関すること。
④ 農業委員会の庶務に関すること。
⑤ 農業振興に関すること。
⑥ 農業及び農地についての啓発普及に関すること。
⑦ 農業団体との連絡調整に関すること。
⑧ 農業者年金に関すること。
⑨ 農地台帳に関すること。
⑩ 農地等の転用及び権利移動に関すること。
⑪ 農地等の利用関係のあっせん及び争議の防止と和解の仲介に関すること。
⑫ 既墾地及び未墾地の買収及び売渡等に関すること。
⑬ 国有農地の管理に関すること。
⑭ 遊休農地に関すること。
⑮ 農地の登記に関すること。
⑯ 非農地証明に関すること。
⑰ 農地等の交換分合に関すること。
⑱ 土地改良法に関すること。
⑲ 農業経営基盤強化促進法に関すること。
⑳ その他農地、農政等に関すること。

3. 主要事務事業実績

(1) 農業者年金加入及び受給状況

○　農業者年金加入状況　　（単位　人）

年　度	加　入　者	通常加入 （うち女性加入者）	政策支援加入 （うち女性加入者）
R4	110	89（25）	21（1）

※平成14年1月1日に農業者年金基金法の改正により、従来、当然加入とされていたところが、すべて任意加入となった。

○　農業者年金受給状況

年　度	旧　法	経営移譲年　金	老齢年金	新　法	老齢年金	特例付加年　金	計
R4	282	174	108	74	68	6	356

※平成14年1月1日に農業者年金基金法の改正により、農業者老齢年金及び特例付加年金（両者とも新法）が創設された。

(2) 利用権設定等促進事業　　（所有権移転を含む 単位 a）

年度	件数	面積						うち、助成金(千円)	嘱託登記		年度末ストック面積(ha)
		田	畑	樹園地	採草放牧地	農業用施設用地	計		件	面積	
H30	387	8,621	3,061	1,845	0	32	13,559	2,774	14	163	777.24
R元	714	9,045	11,203	5,624	90	0	25,962	1,679	22	412	843.30
R2	516	8,006	5,114	1,527	0	0	14,648	3,239	19	269	964.56
R3	307	5,640	2,143	1,579	0	0	9,362	1,775	19	395	963.66
R4	469	4,226	3,164	9,409	0	0	16,799	1,874	37	531	1,022.83

(3) 農地の管理

年度別農地権利移動転用等の状況　　（面積単位　a）

（転用）

区分	4条				5条				計	
	届出		申請		届出		申請			
年次	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
R2	23	67	17	107	40	201	42	435	122	810
R3	19	57	17	86	68	304	78	684	182	1,131
R4	16	37	11	72	52	348	62	780	141	1,237

（権利移動）

区分	3条		利用権設定		計	
年次	件数	面積	件数	面積	件数	面積
R2	30	398	516	14,648	546	15,046
R3	25	492	307	9,362	332	9,854
R4	41	1,349	469	16,799	510	18,148

（その他）

区分	非農地証明		非農地通知		計	
年次	件数	面積	件数	面積	件数	面積
R2	32	102	2,454	14,493	2,486	14,595
R3	26	74	2,445	14,236	2,471	14,310
R4	20	91	2,243	11,686	2,263	11,777

水　　道　　局

水　　道

1. 沿　革

本市の水道は、明治 38 年 8 月創設、明治 39 年には旧海軍水道の浄水分与を前提として、市独自の配水管の布設に着手し、明治 40 年 9 月、市民待望の水道管による給水が開始された。ついで大正 15 年山の田浄水場を、昭和 15 年には菰田ダムを築造し、創設以来 30 余年を経て、ようやく市の運営による一連の水道施設が完成した。

また、次々と拡張を重ねた旧軍施設は、昭和 20 年の終戦を機に市に移管され、昭和 25 年に制定された旧軍港市転換法に基づき、その全施設は市に無償譲渡されることになった。終戦後の水需要は駐留軍や戦災復興のため水の使用量が激増し、水源の不足をきたしていたので、昭和 25 年第 5 期拡張事業を起こし、昭和 31 年川谷ダムが完成した。さらに、地形的条件による出水不良の解消や、給水区域拡大に応ずる対策が次の重要課題となり、昭和 30 年に第 6 期拡張事業を起こし、昭和 36 年に完成、この事業で地形に応じた給水を目指し、低部・高部の二給水系統を確立した。

その後の産業の発展、市街地の拡大、生活水準の向上は水需要の増大をもたらし、さらなる水源開発が必要となり、昭和 40 年下の原ダム建設を主体とした第 7 期拡張事業を起こして、昭和 45 年度に全事業を完成、福石町を境に南北両水源系統に分け、総合的配水形態を整えるとともに、低部（標高 50mまで）、高部（標高 85mまで）、高々部（標高 100mまで）の三給水系統を確立した。

続いて、市域内での水源開発は限界に達していたため、昭和 45 年度から第 8 期拡張事業を起こし、行政区域を異にする川棚町に新水源を求め、川棚川から広田浄水場まで導水管を布設し、昭和 49 年に全事業の完成をみた。

また、給水区域の拡張としては、昭和 49 年度に俵ヶ浦半島、花高団地及び松瀬高々部地区の給水施設を完成、昭和 54 年度には水源に乏しく慢性的水不足に悩む浅子・高島地区にも海底水道管を布設した。さらに昭和 56 年度から 4 カ年計画で、針尾、江上地区の拡張工事を施工し、昭和 63 年度からは、中里・皆瀬地区一帯の拡張工事に着手し、平成元年度に完成した。

また、平成 6 年の大渇水をうけて、短期対策として平成 8 年度に川棚川暫定豊水取水施設等を完成させ、平成 15 年度から市内各ダムの能力不足を解消するため、中期対策として下の原ダムの嵩上げ工事に着手し、平成 18 年度に全国初の水利権が許可された渇水対策容量を持ったダムとして完成した。

現在、本市の慢性的な水源不足を抜本的に解消し、将来にわたって安定給水を図るため、第 9 期拡張事業（石木ダム建設事業等）を起こし、その推進を図っている。

２．現状と課題

(1) 水源不足と地域格差

佐世保市は、市域内に平野部が少なく大きな河川が存在しないなどの地勢的要因からもともと水源に恵まれておらず、市制施行以来、慢性的な水源不足に悩まされている。平成元年以降だけでも、全国最長の給水制限となった平成6～7年にかけての大渇水をはじめ、平成17年度、平成19年度にも給水制限を実施し、近年では平成30年度、令和3年度及び令和4年度に渇水への対応を余儀なくされるなど、依然として慢性的な水源不足の解消は本市の最重要課題となっている。

さらに昨今の新型コロナウィルスへの対応にあるような、感染症予防における日常の手洗いうがいなどの清潔保持が重要視されているなかで、これらを支える水道の安定供給が滞ることは、市民の生命、健康を守る観点からも許されず、水源不足の早期解消が必要である。

また、北部エリアについても水源不足の状況にあり、特に渇水時において小佐々地区のみが給水制限期間を延長するなど、佐世保地区との給水サービスに格差が生じている状況にあり、地域格差の解消が課題となっている。

(2) 水道施設の老朽化

本市は起伏が多い特徴的な地形をしており、山々の中腹にあたる斜面地にも多くの住宅が存在することから、斜面地の高いエリアに給水するためのポンプ施設や配水池等の施設を整備する必要があり、一般的な他都市と比べると人口に対して多くの水道施設を保有している。

また、本市の水道施設の多くは昭和の高度成長期に急速に整備されたものであり老朽化が進行している。さらに、本市水道は、山の田ダムや転石ダムなど、戦前に旧海軍が整備した施設の譲渡を受けて現在も運用している施設も存在している。そのため、今後多くの施設が老朽化の進行とともに更新時期を迎える。

そのようななか、将来的に人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれる中で、多くの施設を維持していかねばならず、老朽化施設の更新需要への対応が今後の大きな課題である。

(3) 自然災害の多発化

昨今の異常気象により、これまでに経験したことのない自然災害の発生が増えてきており、平成28年1月には大寒波により個人所有の給水管が同時多発的に破裂して大規模な断水を招いたが、令和4年1月の寒波時においては、早めから広報等を行い、結果として、面的断水を伴う破裂等は発生しなかった。

また、個人所有の給水管が同時多発的に破裂して大規模な断水を招いたほか、令和元年8月には、局地的な集中豪雨により鹿町地区の歌ヶ浦浄水場が冠水して、浄水機能が停止するという災害が発生した。令和２年７月に発生した豪雨では、牧の地

地区（小川内町）で発生した地すべりにより、配水管が破断したため配水が停止するという災害が発生した。

このような異常気象に伴う施設災害の多発化に対する危機管理対策は従前にも増して大きな課題である。

佐世保市水道局では、これらの課題に的確に対応し、厳しい事業環境の中においても安全で安心な水の安定供給を確保するとともに、健全な事業経営を持続させるため、以下の施策を実施している。

3. 主な重点施策

本市水道事業のマスタープランである「佐世保市水道ビジョン2020」は、水道法に基づき将来を見据えた長期的な視点から本市水道事業の将来像や方向性を明示したものであり、今後の具体的な取組を優先順位に基づき提示している。

まず、水源確保や水質保持等の安全安心な水を届けることを最優先項目として位置付けており、次に、更新需要の縮減や平準化等の将来を見据えた健全な事業経営の持続のための取組を推進していくこととしている。そして、事業実施にあたっては、市民の皆様から信頼されることを目指して、情報発信等の取組を行うこととしている。

主な取組の内容は下記のとおり。

【①慢性的な水源不足と地域格差の解消】

水源不足の抜本的解消策として石木ダムの建設（事業主体：長崎県）に取り組んでいる。令和４年現在において約80.6%の移転補償契約を締結しており、現在は、石木ダム本体工事（基礎掘削工事）及び県道等の付替道路工事が進められている。

また、地域格差の解消については、特に格差が大きい小佐々地区を優先して佐世保地区と水道管を連結し給水サービスの格差解消を図ることとしており、令和4年度から工事に着手している。（令和11年度事業完了予定）

【②更新需要への対応（アセットマネジメントの導入）】

今後の施設の老朽化に伴う更新需要を縮減・平準化し、市民負担の最小化を図りながら安全で確実な水道サービスを提供していくことを目的としたアセットマネジメントの構築を進めている。

アセットマネジメントでは、施設の長寿命化等によるライフサイクルの延伸や、積極的な統廃合による施設数の削減、人口減少に適合した施設のダウンサイジング等により、更新需要の縮減を図り、中長期的視点で事業の実施時期の調整を行い、単年度当たりの費用負担の平準化を図った事業計画を策定する。また、料金体系や料金水準の最適化等による収益の安定化や、水運用の総合的な管理により破裂事故

等の早期発見と迅速な対応（リスクマネジメント）、実践体制の確立等を行い、今後の事業環境の変化に的確に対応しながら、水道供給の安全・安心と健全な事業経営の長期的な持続を図ることとしている。

【③危機管理による渇水や災害への備え】

異常気象の影響により、本市域内においても集中的に雨が降る時期と雨がほとんど降らない時期の二極化や、一部の地域だけに雨が降る局地化などが、進んでおり、渇水や集中豪雨などの災害のリスクが大きくなることが懸念される

渇水対策については、本市は未だ慢性的な水源不足であることから、中長期的な降雨予測に基づき可能な限り早期に渇水の兆候を捉え、早い段階から渇水対策を講ずることで、給水制限の実施を遅らせて、渇水の影響の最小化に努めている。

豪雨災害等への対応については、本市は急傾斜地が多い斜面都市で地滑り等のリスクが高いことから、過去の事例や全国の事例を踏まえて、危機管理体制の強化を図っているところである。

4. 水道料金表（１カ月につき）

H22. 4. 1改定

用途別	基本料金		超過料金（1㎥につき）	
	基本水量	金額	水量	金額
		円		円
一般専用または共用	10㎥まで	1,484	10㎥を超え 20㎥まで	233
			20㎥を超え 50㎥まで	253
			50㎥を超え 100㎥まで	273
			100㎥を超え 200㎥まで	302
			200㎥を超え 500㎥まで	305
			500㎥を超え 1,000㎥まで	309
	ただし、5㎥まで	864	1,000㎥を超えるもの	312
公衆浴場用	100㎥まで	3,923	100㎥を超えるもの	60
私設消火栓	演習1回(10分間以内)につき	2,935		

上記表により算出した額に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。

5. 加入金

H9. 4. 1改定

水道メーター及び遠隔指示メーターの口径（㎜）	加入金（円）
13	30,000
20	70,000
25	110,000
40	330,000
50	520,000
75	1,300,000
100	2,400,000
150	6,000,000

200 以上	管理者が別に定める

上記表の額に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。

6. 水道料金収入状況

（単位　千円）

区　　分	令和３年度決算	令和４度決算見込	令和５年度当初予算
一　　般	5,403,080	5,386,300	5,318,891
公 衆 浴 場	309	296	219
合　　計	5,403,389	5,386,596	5,319,110

7. 水道事業会計収支状況

（単位　千円）

区　　分	令和３年度決算	令和４年度決算見込	令和５年度当初予算
営 業 収 益	5,530,721	5,495,240	5,428,370
（上記中）給水収益	5,403,389	5,386,596	5,319,110
営 業 外 収 益	677,471	742,680	710,685
特 別 利 益	8,933	10,131	16,878
計	6,217,125	6,248,051	6,155,933
営 業 費 用	5,238,454	5,384,309	5,664,783
営 業 外 費 用	473,082	448,305	478,430
特 別 損 失	1,734	477	3,027
予 備 費	0	0	18,182
計	5,713,270	5,833,091	6,164,422
損（△）益	503,855	414,960	△8,489

8. 水道事業業務実績

項目＼年度	令和2度	令和3度	令和4度
人 口	243,997人	240,871人	237,686人
給 水 人 口	240,087人	237,123人	233,828人
普 及 率	98.4%	98,4%	98.4%
給 水 戸 数	119,339戸	118,971戸	118,671戸
年 間 総 配 水 量	27,640,446㎥	27,279,134㎥	27,073,742㎥
年 間 総 有 収 水 量	24,275,813㎥ 24,275,068㎥	24,201,155㎥ 24,200,392㎥	24,020,158㎥ 24,019,279㎥
一 日 平 均 給 水 量	75,727㎥	74,737㎥	74,175㎥

有　収　率	87,8%	88.7%	88.7%
配　水　管　延　長	2,013,480m	2,023,416m	2,025,986m
職　員　数	174人	174人	
供　給　単　価	222,31円	223.28円	224.26円
給　水　原　価	212.04円	213.65円	219.73円

年間総有収水量は、「上段＝水道料金の対象となった水量＋消防用水量」、「下段＝水道料金の対象となった水量」を記載

配水管延長は、φ20㎜以上の数値を記載

給水原価は、｛経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費）－長期前受金戻入｝÷年間総有収水量（水道料金の対象となった水量）を記載

9. 配水状況

（単位　千㎥）

項目＼年度		令和２年度	令和３年度	令和４年度
配　水　量		27,640	27,279	27,074
年間有効水量	有　収　水　量	24,276	24,201	24,020
	%	87.8	88.7	88.7
	有効無収水量	813	869	787
	%	2.9	3.2	2.9
有　効　率　%		90.8	91.9	91.6
無効水量	漏　水　量　等	2,552	2,209	2,267
	%	9.2	8.1	8.4

10. 水道施設

(1) 水道事業

① 取水施設

a) 認可施設

地　区	名　称	水源・水系名河川名等	種　別	許可取水量等	
				㎥／s	㎥／d
佐世保	山　の　田	佐世保川水系佐世保川	表流水（ダム）	0.073	6,300
	転　石	相浦川水系久保仁田川	表流水（ダム）	0.031	2,700
	菰　田	相浦川水系小川内川	表流水（ダム）	0.146	12,600
	相　当	相浦川水系牟田川	表流水（ダム）	0.066	5,700
	川　谷	相浦川水系相浦川	表流水（ダム）	0.154	13,300
	相　浦　川	相浦川水系相浦川	表流水	0.052	4,500
	下　の　原	小森川水系鷹の巣川	表流水（ダム）	0.171	14,800

	川　　棚	川棚川水系川棚川	表流水	0.173	15,000
	小　森　川	小森川水系小森川	表流水	0.024	2,100
	小　　計			0.890	77,000
吉　井	御　　橋	佐々川御橋水源	表流水	0.0167	1,440
	踊　　瀬	踊瀬ダム、吉元川	表流水	0.0139	1,200
	小　　計			0.0306	2,640
小佐々	つ　づ　ら	小佐々川水系　つづら川	表流水（ダム）	0.0286	2,470
	田　　原	田原浄水場内	地下水	0.0041	350
	鎌　　投	鎌投・溜池	表流水	0.0104	900
	平　　原	平原・深井戸	地下水	0.0017	150
	楠　　泊	祝ヶ浦・大野川・楠泊貯水池	表流水	0.0056	480
	小　　計			0.0504	4,350
江　迎	潜　　竜	第２水源、江迎川	表流水	0.0081	700
		第３水源潜竜浄水場内	地下水	0.0068	590
	猪　　調	第４水源、深井戸	地下水	0.0017	150
	田　ノ　元	田ノ元湧水・湧水	湧水	0.0076	660
	中　　尾	第１水源、嘉例川	表流水	0.012	990
	小　　計			0.0362	3,090

合　　計	1.0072	87,080

b）認可外施設

区　分	名　称	水系名河川名等	種別	施設能力 ㎥／日	備　考
暫　定	川棚（暫定豊水）	川棚川水系川棚川	表流水	5,000	暫定豊水水利

※暫定豊水水利：石木ダムが完成するまでの間、河川水が豊かな場合に限り暫定的に取水することができる水利権

予　備	四　条　橋	相浦川水系相浦川	表流水	18,000	慣行水利
	三　本　木	相浦川水系相浦川	表流水	4,500	慣行水利
	岡　　本	湧　　水	湧　水	1,000	

※慣行水利：河川法第８７条に基づく水利権

② 浄水施設

地　　区	名　　称	公称能力（㎥／日）	ろ過方式	備考
佐世保北部地区	山　の　田	50,600	加圧型無機膜	

	柚　　木	14,000	急速	
佐世保南部地区	広　　田	36,000	急速	
吉　井　地　区	御　　橋	1,440	急速	
	踊　　瀬	1,200	緩速	
小佐々地区	田　　原	3,520	急速	
	楠　　泊	480	緩速	
江　迎　地　区	江　　迎	900	急速	
	潜　　竜	2,100	緩速	

(2) 簡易水道事業

地　　区	名　　称	公称能力（㎥／日）	ろ過方式
佐世保地区	黒島本村	40	緩速
	田　代	30	緩速
	赤　木	64	滅菌のみ
	上木場	70	緩速
	平　松	109	滅菌のみ
	下宇戸・川谷	48	滅菌のみ
世知原地区	世知原	1,385	緩速
	上野原	104	上向性緩速
宇　久　地　区	平	1,450	滅菌のみ
	神　浦	700	緩速
	北　部	310	緩速
小佐々地区	矢　岳	204	緩速
鹿　町　地　区	鹿町北部	1,160	急速・緩速
	船ノ村	93	緩速
	歌ヶ浦	786	急速
	神　林	298	緩速

(3) 飲料水供給事業

地　　区	名　　称	公称能力（㎥／日）	ろ過方式
世知原地区	上開作	16	上向性緩速
	下開作	26	上向性緩速

下　水　道

1. 沿　革

本市の下水道事業は、1945 年（昭和 20 年）6 月 28 日の佐世保大空襲により、市の中心部の大半を消失して終戦を迎え、その翌年に始まった、戦災復興土地区画整理事業の一環として、雨水排水を目的とした下水道事業が計画されたことに始まる。

しかし、1948年（昭和23年）9月に集中豪雨による大水害に見舞われたことで、下水道計画に再検討を加えることとなり、雨水排除系統と汚水排除系統を別々にする「分流式下水道」を採用した本格的な下水道計画案を作成した。1949年（昭和24年）7月に現在の中部処理区（旧佐世保市街地中心部）の約613ヘクタールを計画区域として下水道の事業認可を受け工事に着手、1961年（昭和36年）9月に下水道の供用を開始した。その際、汚水処理については地方公営企業法を全部適用し事業を開始している。

この間、全国的に水質汚濁や公害が発生し大きな社会問題となったことを受け、1958年（昭和33年）に公布された現在の下水道法をはじめ、公共用水域の水質保全に関する法律（水質汚濁防止法の施行に伴い廃止）など、様々な環境保全に関する法律が整備され、下水道のもつ水質保全に果たす役割や責任が拡大された。本市においても、河川等の水質汚濁が進み、汚水の適切な処理が喫緊の課題となっていた。

これらの法改正や河川汚濁の状況を受け、特に汚水処理における下水道整備の必要性・重要性が高まったこともあり、下水道処理区域の拡大を図ってきている。

2001年（平成13年）からは、新たに西部処理区（大野･中里～相浦･日野･椎木）の整備に着手し、2010年（平成22年）4月に一部供用を開始し、現在も普及拡大に取り組んでいる。

また、西部地区の浸水被害改善を図るため、2015年（平成17年）6月に都市下水路から公共下水道（雨水）へと計画変更を行い、6排水区、雨水ポンプ場、雨水調整池、雨水幹線を追加し事業計画の変更認可を受けた。さらに2009年（平成21年）1月には日野新町の浸水改善を図るため、日野第2排水区、雨水ポンプ場、及び調整池を追加し、併せて椎木地区の雨水排除計画を見直し、事業計画の変更認可を受けた。

なお、ハウステンボスの開業に合わせて1992年（平成4年）3月に針尾処理区を供用開始、江迎町との市町合併により2010年（平成22年）3月に江迎処理区の公共下水道を引き継いでいる。

2. 現況と課題

(1) 下水道の整備の遅れ

本市の下水道事業は、西部処理区をはじめ未整備区域があり、現在も普及拡大を行っているものの、整備状況の遅れもあり全国の類似都市や県内平均と比べて普及が遅れている状況であることから、今後も公共下水道の早期整備を推進していく必要がある。

(2) 下水道施設の老朽化

本市では、下水道整備の状況が遅れている一方で、既存の施設や設備等については老朽化が進行しており、今後、法定耐用年数を超える資産が増加する見通しにある。

将来的に人口減少に伴う使用料収入の減少が見込まれる中で、既存の施設や設備等については、今後も下水処理機能を適切に維持していかねばならず、老朽化施設の更新需要への対応が今後の大きな課題である。

佐世保市水道局では、これらの課題に的確に対応し、厳しい事業環境の中においても適切な下水処理を行うことが出来るよう、下水道の早期整備に向けた積極的な事業推進を図るとともに、下水道事業の健全経営に努めるため、以下の施策を実施している。

3. 主な重点施策

本市下水道事業のマスタープランである「佐世保市下水道ビジョン2020」は、下水道法に基づき将来を見据えた長期的な視点から本市下水道事業の将来像や方向性を明示したものであり、今後の具体的な取組を優先順位に基づき提示している。

まず、下水道法を踏まえて市民の快適な居住環境及び本市の環境資源を守ることが出来るよう、公共下水道の早期整備を最優先項目として位置付けており、次に、下水の安定処理と併せて、将来を見据えた健全な事業経営を持続させるための取組を推進していくこととしている。

そして、事業実施にあたっては、市民の皆様から信頼されることを目指して、情報発信等の取組を行うこととしている。

主な取組の内容は下記のとおり。

【①整備推進】

公共下水道の整備については、佐世保市公共下水道中長期計画（平成24年度策定）に基づき整備推進に努めているものの、工事単価の高騰などの理由により整備に遅れが生じている。

今後は、早期整備に向けた抜本的な整備手法や整備区域の適正化も含めて検討を

行い、市全体として最適な汚水処理の整備を進めていく。

【②施設更新】

処理場や管路等の施設については、今後、法定耐用年数を超える資産が増加する見通しであることから、施設を適切に管理して下水処理能力を維持していくために、施設の状態を長期的に予測しながら重要度及び健全度を踏まえた計画的な維持管理を行うことを目的としたストックマネジメント計画に基づいた取組を行っていく。

中部処理区の変遷

年　月	事 業 計 画 変 更 内 容	事業計画面積(ha)
昭和 24 年 7 月	下水道法の事業認可を受けた	614
昭和 36 年 9 月	下水道を供用開始した	614
昭和 38 年 5 月	事業計画区域を追加した	667
昭和 46 年 12 月	昭和 45 年 6 月施行の新都市計画法による市街化区域の確定に伴い事業計画区域を追加した	1,273
昭和 57 年 10 月	新たに鹿子前処理分区を追加した	1,374
昭和 61 年 3 月	新たに天神、東浜、大和、日宇処理分区を追加した	1,988
平成 3 年 10 月	新たに大塔、早岐、広田処理分区を追加した	2,862
平成 10 年 3 月	新たに船越処理分区を追加した	2,989
平成 15 年 12 月	【再生水事業】 節水型街づくりの一環として下水処理水の再利用を促進し、水資源の有効利用を図るため、新世代下水道支援事業制度水環境創造事業の認定を受け、同年 11 月から事業に着手し、佐世保駅周辺再開発区域及び周辺公共施設に供給を開始した	－
平成 19 年 9 月	新たに有福処理分区を追加した	3,078

針尾処理区の変遷

年　月	事 業 計 画 変 更 内 容	事業計画面積(ha)
昭和 49 年 12 月	針尾工業団地造成計画に伴い下水道法の事業認可を受けた	175
平成 元年 5 月	土地利用計画が、工業団地からハウステンボスと米軍住宅地に変更されたため、独自の処理施設を設置する米軍住宅の面積 25ha を削除した	150

平成 4 年 3 月	ハウステンボス㈱において平成元年 7 月から整備を進めていた下水道施設が完成し、公共下水道として供用開始した	150
平成 12 年 3 月	管路施設及び下水処理施設（二次処理施設まで）が、ハウステンボス㈱より佐世保市へ無償譲渡された	150
平成 23 年 3 月	再生水施設（排水高度処理施設）が、ハウステンボス㈱より佐世保市へ無償譲渡された	150

西部処理区の変遷

年　月	事 業 計 画 変 更 内 容	事業計画面積(ha)
平成 13 年 8 月	相浦川流域を主体として下水道の整備を図るため、相浦、日野、新田処理分区について下水道法の事業認可を受けた	445
平成 22 年 4 月	下水道を供用開始した	445
平成 26 年 2 月	事業計画区域を追加した	471
平成 30 年 9 月	新たに吉岡・中里、皆瀬処理分区と、一部の瀬戸越処理分区を追加した	825

江迎処理区の変遷

年　月	事 業 計 画 変 更 内 容	事業計画面積(ha)
平成 9 年 8 月	江迎川流域を主体として下水道の整備を図るため、江迎地区について下水道法の事業認可を受けた	63
平成 15 年 2 月	事業計画区域を追加した	104
平成 16 年 3 月	下水道を供用開始した	104
平成 18 年 9 月	事業計画区域を追加した	157
平成 22 年 3 月	佐世保市と合併した	157
平成 26 年 2 月	事業計画区域を追加した	158

4. 下水道使用料表（１カ月につき）

H14. 4. 1 改定

種　　別	基　本　使　用　料		超過使用料（1 ㎥につき）	
	基本排除汚水量	金　額	排 除 汚 水 量	金　額
一 般 汚 水	10 ㎥まで ただし、5 ㎥まで	928 円 713 円	10 ㎥を超え　20 ㎥まで 20 ㎥を超え　50 ㎥まで 50 ㎥を超え 100 ㎥まで 100 ㎥を超えるもの	131 円 160 円 202 円 227 円
公衆浴場汚水	1 ㎥につき			5 円

上記表により算出した額に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。

5. 受益者負担金

下水道受益者負担金は、公共下水道の処理区域内にある土地・建物の所有者、地上権、永小作権、質権または使用貸借もしくは賃貸借による権利等の受益者に対して負担金を賦課する。

6. 受益者負担金賦課状況（令和４年度）

総　地　積	賦　課　地　積	調　定　額
290,247㎡	226,016㎡	70,554,420円

該当地区の負担金を土地の面積に応じて賦課している。
ただし、江迎負担区については、水道メーター口径と数に応じて賦課している。

7. 水洗便所改造等融資資金にかかる利子補給制度（H22.4.1 以降）

公共下水道の処理区域内において、既設のくみ取便所を水洗便所に改造するために要する費用を水道局の取扱い金融機関等から融資を受け、その融資金を完済した場合、支払利息を補給する制度

① 利子補給対象融資限度額……水洗便所改造工事に要する額

② 利子補給額……一戸当たり 50,000 円以内
（宅地内排水ポンプを使用する場合は 75,000 円以内）

③ 利子補給の対象となる借入金の償還期限は 60 か月以内
（金融機関等の制度において据置期間等ある場合は、その期間を除く）

④ 利子補給は、借入金返済終了後の完済証明をもって支給
（利用者が希望される場合は半期でも支給）

8. 下水道使用料収入状況

（単位　千円）

区　分	令和３年度決算	令和４年度決算見込	令和５年度当初予算
一　般	2,040,061	2,050,319	2,056,362
公衆浴場	28	27	20
合　計	2,040,089	2,050,346	2,056,382

9. 下水道事業会計収支状況

（単位　千円）

区　分	令和３年度決算	令和４年度決算見込	令和５年度当初予算
営業収益	2,147,024	2,165,837	2,173,615
（上記中）下水道使用料	2,040,089千円	2,050,346千円	2,056,382千円
営業外収益	2,705,820	2,617,731	2,805,099

特別利益	0	808	4
計	4,852,844	4,784,376	4,978,718
営業費用	4,105,427	4,093,275	4,317,489
営業外費用	600,796	583,417	634,604
特別損失	294	336	2,365
予備費	0	0	4,545
計	4,706,517	4,677,028	4,959,003
損（△）益	146,327	107,348	19,715

10. 下水道事業業務実績

項目＼年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
人口	243,997人	240,871人	237,686人
処理区域内人口	146,318人	145,475人	144,093人
普及率	60.0%	60.4%	60.6%
全体計画面積	4,968.00ha	4,968.00ha	4,968.00ha
整備済面積	3,283.18ha	3,317.37ha	3,356.75ha
面整備率	66.1%	66.8%	67.6%
処理区域内戸数	74,301戸	74,427戸	74,551戸
水洗化戸数	68,223戸	68,567戸	68,933戸
水洗化率	91.8%	92.1%	92.5%
有収排水量	13,984,099㎥	14,021,228㎥	14,013,355㎥
汚水管延長	669,754m	679,053m	
職員数	71人	70人	
処理原価	247.86円	250.06円	252.33円
うち維持管理費	114.87円	114.08円	120.25円
使用料単価	144.59円	145.50円	146.31円
年間下水道使用料	2,021,926千円	2,040,089千円	2,050,346千円

11. 計画及び実績（中部・針尾・西部・江迎処理区）

（R5.3.31 現在）

処理区 内　訳	中部処理区		針尾処理区		西部処理区		江迎処理区		合　　計	
区　　分	面積 (ha)	管渠延長 (m)	面積 (ha)	管渠延長 (m)	面積 (ha)	管渠延長 (m)	面積 (ha)	管渠延長 (m)	面積 (ha)	管渠延長 (m)
認可計画（A）	3,078.0	638,477.7	150.0	2,088.0	825.0	159,538.5	158.0	38,878.0	4,211.0	838,982.2
整 備 済（B）	2,713.6	572,741.0	150.0	2,088.0	348.1	78,729.2	145.1	36,986.2	3,356.8	690,544.4
整備率（B/A）	88.2%	89.7%	100.0%	100.0%	42.2%	49.3%	91.8%	95.1%	79.7%	82.3%
未整備（A-B）	364.4	65,736.7	－	－	476.9	80,809.3	12.9	1,891.8	854.2	148,437.8

12. 普及状況

（R5.3.31現在）

処理区	処理区域内戸数	水洗化戸数	水洗化率(%)
中部処理区計	64,667	60,618	93.7
針尾処理区計	383	383	100.00
西部処理区計	7,922	6,648	83.9
江迎処理区計	1,579	1,284	81.3
合　　計	74,551	68,933	92.5

13. 施設概要

（1）　処理場

処理場名	処理方法	敷地面積 ㎡	建物延面積 ㎡	処理能力 ㎥／日	施設概要
中部下水処理場 (中部ｴﾌﾟﾚｾﾝﾀｰ)	標準活性汚泥法	42,837	12,564	65,400	沈砂池 5 池、水処理 10 池、汚泥処理一式、消化ガス発電設備一式、脱臭設備 3 基、再処理水施設一式
針尾下水処理場 (針尾ｴﾌﾟﾚｾﾝﾀｰ)	標準活性汚泥法	6,123	2,974	3,400	エアレーション沈砂池 2 池、調整槽 3 池、水処理 3 池、汚泥処理一式、脱臭設備 1 基
西部下水処理場 (西部ｴﾌﾟﾚｾﾝﾀｰ)	標準活性汚泥法 + 急速ろ過	57,856	8,905	10,400	沈砂池 1 池、水処理 2 池、急速ろ過器 2 基、汚泥処理一式、脱臭設備 3 基
江迎浄化センター (江迎ｴﾌﾟﾚｾﾝﾀｰ)	オキシデーションディッチ法	18,828	1,006	1,200	沈砂池 1 池、水処理 1 池、汚泥処理一式、脱臭設備 1 基

(2)　再生水処理施設

設置場所	建物延面積 ㎡	処理能力 ㎥／日	施設概要
中部下水処理場内	168	500	砂ろ過塔１基、オゾン発生装置一式、オゾン処理装置一式 次亜塩素酸ソーダ注入設備一式、給水ユニット１組
針尾下水処理場内	599	3,400	接触酸化槽3池、凝集沈殿池3池、砂ろ過塔4基、 限外ろ過膜一式、凝集砂ろ過塔1基、活性炭吸着塔2基

(3)　ポンプ場

ポンプ場名	敷地面積 ㎡	建物延面積 ㎡	送水能力 ㎥／日	施設概要
平瀬ポンプ場	2,368	1,090	54,720	流入ゲート、自動除塵機、ポンプ、 ホッパ、電気設備、発電機設備、 脱臭設備各一式
立神ポンプ場	249	163	4,864	流入ゲート、水中ポンプ、脱臭設備、 電気設備、発電機設備各一式
鹿子前ポンプ場	390	229	3,744	流入ゲート、水中ポンプ、破砕機、 脱臭設備、電気設備、 発電機設備各一式
天神ポンプ場	906	276	3,888	流入ゲート、自動除塵機、 水中ポンプ、脱臭設備、電気設備、 発電機設備各一式
大塔ポンプ場	1,184	1,363	13,133	流入ゲート、自動除塵機、ポンプ、 ホッパ、脱臭設備、電気設備、 発電機設備各一式
船越ポンプ場	4,150	755	3,283	流入ゲート、自動除塵機、ポンプ、 脱臭設備、電気設備、 発電機設備各一式
長坂ポンプ場	280	28	1,872	流入ゲート、水中ポンプ、脱臭設備、 電気設備各一式
北平ポンプ場	410	52	1,440	流入ゲート、水中ポンプ、脱臭設備、 電気設備各一式
相浦ポンプ場	710	494	5,616	流入ゲート、水中ポンプ、脱臭設備 自動除塵機、電気設備、発電機設備 各一式

(4)　雨水施設

ポンプ場名	敷地面積 ㎡	建物延面積 ㎡	排水能力 ㎥／日	施設概要
日野ポンプ場	1,083	96	259,200	ゲートポンプ、自動除塵機、 電気設備、発電機設備各一式
日野第２ポンプ場	326	83	129,600	ゲートポンプ、自動除塵機、 電気設備、発電機設備各一式